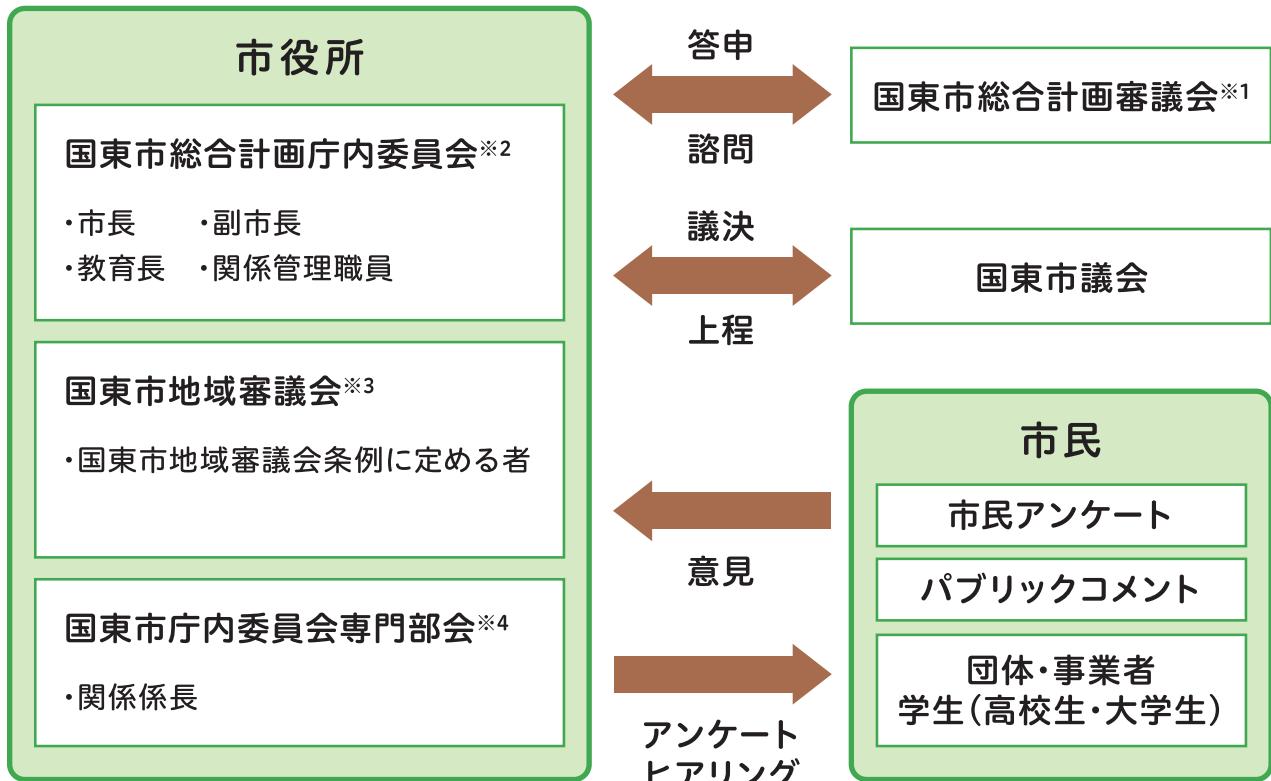


資料編

-
- 1 第3次国東市総合計画策定体制
 - 2 第3次国東市総合計画策定経過
 - 3 国東市総合計画審議会 諮問書
 - 4 国東市総合計画審議会 答申書
 - 5 国東市総合計画審議会条例
 - 6 第3次国東市総合計画関係者名簿



1 第3次国東市総合計画策定体制



※1 国東市総合計画審議会

国東市総合計画審議会条例に基づく諮問機関。

※2 国東市総合計画庁内委員会

三役(市長・副市長・教育長)及び関係管理職員で構成。

総合計画の策定に係る基本的な事項を検討・協議し、個別計画との整合を図り、原案を作成。

※3 国東市地域審議会

地域審議会委員で構成。庁内委員会専門部会にて協議した『市の将来像』

『重点目標(施策別における現状と実現性等)』について意見徴収。

地域の課題・現状等について意見徴収。

※4 国東市庁内委員会専門部会

関係係長を中心に構成。

まちづくりのアイデア提案や市の将来像(イメージ)の素案を作成。

それぞれの担当する関係事業の課題・基礎資料を収集、整理し、素案作成について検討。

2 第3次国東市総合計画策定経過

月 日	事 項
令和3年11月 4日	令和3年度 第1回庁内委員会専門部会
令和3年11月18日～19日	令和3年度 第1回地域審議会
令和4年 1月13日～26日	これからの国東市のための市民アンケート
令和4年 2月22日～3月 3日	国東高等学校生徒アンケート
令和4年 2月25日	令和3年度 第2回庁内委員会専門部会
令和4年 3月 1日～31日	事業者アンケート
令和4年 3月 7日～ 8日	令和3年度 第2回地域審議会
令和4年 3月18日	令和3年度 第2回総合計画庁内委員会
令和4年 3月29日	令和3年度 第2回総合計画審議会 第3次総合計画(案)の策定について諮問
令和4年 5月11日～18日	第2次総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 振り返り検証
令和4年 5月27日	令和4年度 第1回総合計画庁内委員会
令和4年 6月 3日	令和4年度 第1回総合計画審議会
令和4年 7月16日～29日	大分大学生アンケート
令和4年 7月20日～22日	令和4年度 第1回庁内委員会専門部会
令和4年 7月26日	令和4年度 第2回総合計画庁内委員会
令和4年 8月 9日	令和4年度 第2回総合計画審議会
令和4年10月 5日	令和4年度 第3回総合計画庁内委員会
令和4年10月12日	令和4年度 第3回総合計画審議会
令和4年10月25日	令和4年度 第4回総合計画庁内委員会
令和4年11月 2日	令和4年度 第4回総合計画審議会 第3次総合計画(案)の策定について答申
令和4年11月24日	議会全員協議会にて報告
令和4年12月21日	令和4年度 第4回議会定例会にて議決

3 国東市総合計画審議会 諒問書

国政企第 0329004 号
令和 4 年 3 月 29 日

国東市総合計画審議会
会長 佐藤誠治様

国東市長 三河明史

第 3 次国東市総合計画（案）の策定について（諒問）

標記の件について、国東市総合計画審議会条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜りたく下記のとおり諒問い合わせいたします。

記

1 諒問内容

第 3 次国東市総合計画策定に関する審議

2 諒問理由

本市は、平成 26 年度より計画期間を 9 年とする、「第 2 次国東市総合計画」の基本構想に示す将来像の実現に向け、各種施策・事業を実施してまいりました。

第 2 次総合計画（後期基本計画）の計画期間が令和 4 年度をもって終了予定であることを受け、今後、より一層と進む人口減少・少子高齢化・過疎化、厳しい行政経営を見据え、行財政改革や魅力ある地域資源を最大限に活用していくとともに、市民と協働してまちづくりに取り組んでいくため、令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年を計画期間とする、「第 3 次国東市総合計画」の策定に関する諒問し、意見を求めるものです。

4 国東市総合計画審議会 答申書

令和4年11月2日

国東市長 三河明史 様

国東市総合計画審議会
会長 佐藤誠治

第3次国東市総合計画（案）の策定について（答申）

令和4年3月29日付け国政企第0329004号で諮問された標記のことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容について適當と認めましたので、国東市総合計画審議会条例第2条の規定により答申いたします。

なお、計画の遂行にあたっては、下記の事項に配慮されますよう要望いたします。

記

1. 市民一人ひとりが国東市の課題や取組を認識するとともに、本計画の趣旨や将来像を共有できるよう、市政情報の周知を積極的に行うこと。
2. 本計画に掲げた「未来へ、そして宇宙につながる悠久の里 国東」の実現に向けて、前期基本計画の各施策に示した取組を市民協働のまちづくりにより、推進すること。

5 国東市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、国東市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市の総合計画に関し必要な事項について市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関及び関係団体の役職員

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、任期中であっても、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、議長となり、議事を総括する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 第3次国東市総合計画関係者名簿

役職	氏 名	役職等
会長	佐藤 誠治	大分大学名誉教授
副会長	富永 六男	国東市区長会 会長
委員	田吹 聰	国東市商工会 青年部長
委員	小玉 智英	国東市観光協会 副会長
委員	溝部 剛	くにさき地区人権・部落差別解消教育研究協議会 会長
委員	古城 芙美枝	社会福祉法人秀渓会 理事長
委員	清水 未那	社会福祉法人海雲福社会 富来こども園 園長
委員	河野 恵美	フリーアナウンサー
委員	上野 浩伸	株式会社テクノ 代表取締役社長
委員	林 浩昭	国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 会長
委員	菅 淳一	国東市医師会 会長
委員	道頭 孝憲	株式会社大分銀行 国東支店 支店長
委員	中嶋 剛彦	国東市職員労働組合 執行委員長
委員	安東 公綱	大分合同新聞社 北部総局長
委員	樋口 佳子	大分県福祉保健部 こども未来課 主幹
委員	坂口 弘道	竹田津くらしのサポートセンターかもめ 会長
委員	小田原 美由貴	国東市役所 市民健康課 保健師
委員	古谷 凪沙	国東市役所 活力創生課 主事



第3次国東市総合計画

発行年月：令和5年3月

発行：国東市

編集・事務局：政策企画課

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地
TEL:0978-72-1111 FAX:0978-72-1822
H P :<https://www.city.kunisaki.oita.jp/>



未来へ、そして宇宙につながる 悠久の里 国東

第3次 国東市総合計画

